

令和 8 年度第 1 回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和 8 年 4 月 1 0 日（金）			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9 時 0 0 分		閉会時間	9 時 5 0 分
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	佐々木 幸 喜	7 番	大 塚 清 子
	3 番	梅 林 操	8 番	足 立 福 子
	4 番	足 立 進 也	9 番	糸田川 啓
	5 番	塩 見 真由美	1 0 番	福 田 英 夫
	6 番	嶋 川 克 寿		
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	山 形 美智也
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	片 岡 興 三
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
欠席した委員	2 番	坪 倉 完 洋	大 宮	藤 原 恵 司
議事録署名委員	7 番	大 塚 清 子	8 番	足 立 福 子
出席した職員	事務局長	浅 田 雅 史	主 事	田 淵 九 大

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨 拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第 1 号	公共工事の施工に伴う農地転用の完了報告について
報告第 2 号	公共工事の施工に伴う農地転用の報告について
報告第 3 号	使用貸借県の設定期間の変更届出について
報告第 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について
報告第 5 号	令和 7 年度における農地の権利移動等の状況について
5. 議 事	
議案第 1 号	農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について
議案第 2 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づく、 農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
議案第 3 号	
6. 協 議 事 項	

協議第 1 号	令和 8 年度最適化活動の目標設定について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	浅田事務局長	皆様おはようございます。定刻より若干早いですが、ご出席の委員の皆様お揃いになりましたので、只今より令和 8 年度第 1 回日南町農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたりまして欠席者のご報告をさせていただきます。2 番、坪倉農業委員、大宮地区の藤原農地利用最適化推進委員が所用により欠席届が提出されておりますので、ご報告させていただきます。 最初に少しお時間をいただきまして、令和 8 年 4 月 1 日付の人事異動により、前回総会でもお諮りいたしましたが、農業委員会事務局長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 (浅田事務局長一言挨拶) それでは開会にあたり、福田会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨拶	議 長	皆さんおはようございます。先ほど自己紹介していただきました浅田事務局長を迎え、新年度のスタートとなりました。また、私たち委員も任期 2 年目のスタートとなります。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。 さて、4 月に入り水稻の種まきも始まり、何かと慌たしい時期となってまいりました。「春に三日の晴れなし」ということわざがありますが、今年は特に好天が続かず、圃場がなかなか硬くならないため、荒起こしに大変苦労しているところです。 先月、23 日に倉吉市で開催され鳥取県農業会議の臨時総会に出席し、今年は鳥取県の常設審議委員を務めることとなり、基本的には毎月出席することになります。少し先のことですが、農業委員会全員が対象となる農業委員会特別研修会が 11 月 25 日（水）に米子コンベンションセンターで開催されることが決定しております。よろしくお願いいたします。 続いて、24 日には日野振興センターで開催されました、日野郡鳥獣被害対策協議会の総会に出席いたしました。その中で町ごとの昨年 12 月末までの捕獲数の報告がありました。イノシシとシカのみ報告しますが、日南町がイノシシ 172 頭、二ホンジカ 50 頭、日野町はイノシシ 36 頭、二ホンジカ 31 頭、江府町はイノシシ 69 頭、二ホンジカ 139 頭となっております。豚熱の影響によりイノシシに関する相談件数が激減したとのことでした。一方、江府町では田植え後の水田にシカが入り苗を食べられる被害が発生しており、鳥取県が御机地区から俣野地区を重点対策地区に設定したとのことです。日南町でも今後シカの増加が気になるところです。 最後に、皆さんご存じのことと思いますが、新嘗祭の献穀米につきまして、今年は大宮の大塚ご夫妻が栽培されます。今月 15 日には豊年祈願播種式が行われる予定で私も出席することにしております。 以上、開会の挨拶とさせていただきます、ただいまより、令和 8 年度第 1 回日

		南町農業委員会総会を開催いたします。本日もどうぞよろしくお願いいたします。
議事録署名 委員選任	議長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、7番 大塚農業委員、8番 足立農業委員を指名した。
報告第1号	議長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 公共工事の施工に伴う農地転用の完了報告について事務局お願いします。
	主事	報告第1号 公共工事の施工に伴う農地転用の完了報告について 資料1頁から3頁 番号1、△△地区耕地災害復旧工事に係る流用土の仮置きによる一時転用の届出があったものです。令和8年3月5日に復旧が完了したとの報告がありました。 資料2頁、3頁に位置図、復旧後の写真をつけておりますので、ご確認ください。
	議長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議長	報告第2号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について事務局お願いします。
	主事	報告第2号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について 資料5頁から15頁 番号1、△△地区復旧治山工事に係る仮置き場の設置による一時転用の報告の届出がありました。期間が令和5年11月13日から令和8年11月10日の2年11ヶ月ですが、令和5年度の総会で報告させていただいたものの期間の延長です。当初の期間は令和8年3月31日まででしたが、令和8年11月10日まで延長になります。 番号2、△△地区復旧治山工事に係る仮置き場の設置による一時転用の報告の届出です。番号1と同様に期間の延長となります。 番号3、町道△△線路肩修繕工事に係る工事用道路の設置による一時転用の報告の届出です。期間は令和8年3月31日から令和8年9月25日までの5ヶ月です。施工業者未定と記載しておりますが、□□□株式会社に決まったと報告がありました。 番号4、△△川通常砂防工事に係る仮置き場の設置による一時転用の報告の届出です。期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年0ヶ月です。施工業者は今後決定するとのことで、現在未定です。 資料7頁から位置図、平面図、現地写真をつけておりますので、ご確認ください。
	議長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。 (倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。
	倉光推進委員	番号3についてですが、期間が令和8年3月31日からとなっておりますが。
	主事	番号3ですが、繰越事業での工事となるため期間が令和8年3月31日か

		らとなります。
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。 (3番 梅林農業委員挙手) 3番 梅林農業委員。
	梅林農業委員	報告第1号で発言したほうがよかったかもしれませんが、△△地区の△△峠トンネル工事の残土処理で△△地内の仮置き場の転用が出ていたと思いますが、完了報告があったのか。
	主 事	△△地内の残土場ですが、恒久転用の届出が数年前に出ており、許可をしておりますので、現時点での完了報告はないと思っております。 また、先週土地所有者の〇〇〇さんが来庁され、鳥取県建設技術センターとの協議が終わり、そのまま道を残し現在の形で水道施設に行き来できるようにする予定と伺っております。今後登記が変われば農業委員会にも情報が届くと思います。
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第3号	議 長	報告第3号 使用貸借権の設定期間の変更届出について事務局お願いします。
	主 事	報告第3号 使用貸借権の設定期間の変更届出について 資料17頁、18頁 番号1、土地の所在地が神福、土地所有者が〇〇〇さん、受け人が〇〇〇さん、農地法第3条での使用貸借権で平成19年8月1日から平成29年7月31日までの契約があったものを令和8年4月30日まで延長するものです。 こちらは、農業者年金受給に関係するものとなり、このような形をとる必要がありましたので、今回報告するものです。
	議 長	報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、次に移ります。
報告第4号	議 長	報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 事	報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について 資料19頁 合意解約の届出が1件です。 番号1、土地所有者が△△町の〇〇〇さん、耕作者が△△の株式会社□□□、農地法第3条での賃貸借契約でしたが、合意解約となりました。今後は機構を通じた利用権設定を行う予定で、この後の議案に入れております。
	議 長	報告第4号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、次に移ります。
報告第5号	議 長	報告第5号 令和7年度における農地の権利移動等の状況について事務局お願いします。
	主 事	報告第5号 令和7年度における農地の権利移動等の状況について 資料別紙 本日配布資料

		毎年４月総会で報告しております、令和７年４月から令和８年３月までの農地の権利移動の状況をまとめておりますので、ご確認お願いいたします。
	議 長	報告第５号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、報告事項を終わります。
議案第１号	議 長	続いて議事に移ります。議案第１号 農地法第２条第１項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主 事	議案第１号 農地法第２条第１項の規定による申請の決定について 資料 21 頁から 26 頁 資料 22 頁について詳細 申請番号 1、農地所有者、△△の〇〇〇さん、非農地の事由は 20 年以上耕作しておらず、今後も耕作する予定はないとのことです。 資料 24 頁の航空写真をご覧ください。場所が△△山村広場付近となります。航空写真を見ても山林のように思われるのがわかるかと思います。現地は平成 11 年に県の事業で砂防工事がありました。砂防を設置した際には付近を保安林にしないといけないう要件があったものですが、当時から保安林にされていなかったということがわかり相談がありました。保安林に登記変更するために申請があったものです。
	議 長	議案第１号について説明が終わりました。農地部会からのご意見がありましたらお願いします。 (6 番 嶋川農業委員挙手) 6 番 嶋川農業委員。
	嶋川農業委員	事務局からの説明の通りです。
	議 長	議案第１号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第１号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第１号は承認された。
議案第２号	議 長	議案第２号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 事	議案第２号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について 資料 27 頁から 41 頁 資料 28 頁、新規の契約が 9 件、合計面積が 37,394 ㎡。 資料 30 頁、新規契約のみ説明。 申請番号 1、先ほど合意解約の報告をさせていただいた、新規での賃貸借契約となります。 申請番号 7、先ほど農地法第３条の使用貸借権契約の期間の変更の報告をさせていただいた、新規での使用貸借契約となります。令和８年４月 30 日まではこれまでの契約で、令和８年５月１日から利用権設定での使用貸

		借契約となります。 申請番号 8、申請番号 9 はそれぞれの農地を使いやすいように所有している農地を交換するような形での契約となります。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。 (3 番 梅林農業委員挙手) 3 番 梅林農業委員。
	梅林農業委員	申請番号 8、申請番号 9 は登記簿地目も現況地目も畑となっていますが、水田となっているようです。
	主 事	申請番号 8、申請番号 9、資料の修正をお願いします。水田となっているところは畑となります。自家用野菜を作られると伺っております。
	議 長	その他、議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。 (5 番 塩見農業委員挙手) 5 番 塩見農業委員。
	塩見農業委員	申請番号 9 の地番ですが、×××ではなく×××ではないですか。
	主 事	申請番号 9 の地番の修正をお願いします。×××から×××に修正をお願いします。また、所在のところの×××を削除をお願いします。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。
協議第 1 号	議 長	続いて協議事項に移ります。協議第 1 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について事務局お願いします。
	主 事	協議第 1 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について 資料別紙 本日配布資料 I 農業委員会の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在） 1 農業委員会の現在の体制 2 農家・農地等の概要 直近の農林業センサス及び農業構造動態調査に基づいて 2025 年の数字となる。 耕地面積は直近の耕地及び作付面積統計に基づいて記入。 II 最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題 管内の農地面積 1410ha、令和 7 年度末までの集積面積 728.11ha、集積率 51.6%です。昨年度の当初の集積面積が 698.12ha ですので 29.99ha 集積したということになります。集積率も 2.4%上がっております。 ②目標 今年度末の集積面積 745.11ha、今年度末の集積率 52.8%に設定しております。 (2) 遊休農地の解消

		①現状及び課題 ②目標 今年の解消目標面積は 2.0ha に設定しています。 (3) 新規参入の促進 ①現状及び課題 令和 7 年度の新規参入はありませんでした。 ②目標 新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は 10.1ha に設定しています。 令和 7 年度末に新たに 2 法人立ち上がりましたので、令和 8 年度の新規参入者にこの 2 法人が入ってくると思います。 2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 例年通り月 7 日に設定しています。 (2) 活動強化月間の設定目標 (3) 新規参入相談会への参加目標
	議 長	協議第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので私のほうから伺ってもいいでしょうか。 新規参入の法人を教えてください。
	主 事	新規参入の 2 法人ですが、農業委員会総会でも認定農業者の報告がありました、△△の〇〇〇さんが立ち上げられた□□□株式会社です。 また、△△の〇〇〇さんが立ち上げられた株式会社□□□です。認定農業者の認定はまだ受けておられませんが、認定を受ける考えをお持ちですので、今後農業委員会総会でも報告があるかと思います。
	議 長	協議第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
協議第 2 号	議 長	協議第 2 号 その他事務局からありますでしょうか。
	主 事	協議第 2 号 事務局からはありません。
	議 長	皆さんから協議事項がありますでしょうか。
	議 長	協議第 2 号 その他について無いようですので、次に移ります。
そ の 他	議 長	その他事務局お願いします。
	浅田事務局長	次回総会は、令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 15 時から議場で開会予定です。臨時議会が開催されますが、午後 3 時には終了予定ですので、議場で開催を予定しております。 また、本日配布資料に農林課、農業委員会の事務分掌表をお配りしております。ご確認お願いいたします。 次に、積立金の精算についてですが、単年での精算となっておりますので、令和 7 年度の積立金を 5 月末までに精算しお返しする予定としております。

	議 長	皆さんからその他、ありましたらお願いします。 (6 番 嶋川農業委員挙手) 6 番 嶋川農業委員。
	嶋川農業委員	農林課、農業委員会の事務分掌を配布してありますが、一次産業専門監という役職が新たにできているようですが、説明をお願いします。
	浅田事務局長	これまでブランド化、9 次産業化という言葉を使っておりましたが、新しい特産品の開発をやって行こうということで専門監を設置され決定されたものです。
	嶋川農業委員	具体的にはどのようなことをされるのか説明をお願いします。
	浅田事務局長	具体的には△△地区でミニライスセンターの設置についての相談もあります。そういったことにも対応できるようにする考えです。また、先ほどもお話ししましたが、新たな農産物の開発、ブランド化など、全般的な仕事を担っていくようになると聞いております。
閉 会	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和 8 年度第 1 回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和 8 年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員